

広島県告示第628号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成27年10月29日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都港区東新橋一丁目5番2号 三井化学株式会社
工場又は事業場の所在地及び名称	大竹市東栄二丁目1番21号 三井化学株式会社岩国大竹工場

2 申請の内容

33-ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器1基を廃止し、33-ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 33-ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器1基 廃止

(その2) 新設

種	類	33-ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器
能	力	4.1m ³
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	工事着手後直ちに
	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		連続24時間 (季節的変動なし)	
	項目		通常	最大
排出される 汚水等の状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		7	7
	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	42	60
	化学的酸素要求量		14	20
	浮遊物質		1	2
	窒素含有量		36	80
	燐含有量		2	4
	油分		1	2
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		24	36	
汚水等の排出先		活性汚泥処理装置		

(2) 汚水等の処理の方法
変更なし

(3) 排出水の汚染状態
変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年10月29日から平成27年11月19日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課